

川崎市告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和7年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を定める土地の区域

川崎都市計画区域の区域

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課